## サトー事務所だより

## 令和6年9月号 (No.176)

## 【令和6年10月から】地域別最低賃金の改定

#### 全国加重平均51円の引上げへ

中央最低賃金審議会の決定に基づき、各地方最低賃金審議会で審議された都道府県ごとの引上げ額の答申が公表されました(令和6年8月29日現在)。

目安どおりに引上げが行われた場合、全国加重平均51円(昨年度は43円)の引上げで、全国加重平均は1,055円となります。昭和53年度に目安制度が始まって以降の最高額となります。

地域別最低賃金は10月から改定となっており、都道府県ごとに発効日が異なりますので給与計算時に変更漏れがないように注意しましょう。

都道府県	令和6年(引上げ額)		発効予定日
北海道	1,010	50	10月1日
青森	953	55	10月5日
岩手	952	59	10月27日
宮城	973	50	10月1日
秋 田	951	54	10月1日
山 形	955	55	10月19日
福島	955	55	10月5日
茨 城	1,005	52	10月1日
栃木	1,004	50	10月1日
群馬	985	50	10月4日
埼 玉	1,078	50	10月1日
千 葉	1,076	50	10月1日
東京	1,163	50	10月1日
神奈川	1,162	50	10月1日
新潟	985	54	10月1日
富山	998	50	10月1日
石川	984	51	10月5日
福井	984	53	10月5日
山梨	988	50	10月1日
長 野	998	50	10月1日
岐 阜	1,001	51	10月1日
静岡	1,034	50	10月1日
愛知	1,077	50	10月1日
三重	1,023	50	10月1日

都道府県		令和6年(引上げ額)		発効予定日	
滋	賀	1,017	50	10月1日	
京	都	1,058	50	10月1日	
大	阪	1,114	50	10月1日	
兵	庫	1,052	51	10月1日	
奈	良	986	50	10月1日	
和哥	次山	980	51	10月1日	
鳥	取	957	57	10月5日	
島	根	962	58	10月12日	
岡	Щ	982	50	10月2日	
広	島	1,020	50	10月1日	
山	П	979	51	10月1日	
徳	島	980	84	11月1日	
香	JII	970	52	10月2日	
愛	媛	956	59	10月13日	
高	知	952	55	10月9日	
福	岡	992	51	10月5日	
佐	賀	956	56	10月17日	
長	崎	953	55	10月12日	
熊	本	952	54	10月5日	
大	分	954	55	10月5日	
宮	崎	952	55	10月5日	
鹿児	記島	953	56	10月5日	
沖	縄	952	56	10月9日	
全国平	加重 均	1,055	51	_	



#### おしながき

- ▶【令和6年10月から】 地域別最低賃金の改定
  - … P 1
- ▶年収の壁・支援強化 パッケージ
  - ... P 2
- ▶11月よりフリーランス新法 が施行されます
  - ...₽3
- ▶意外と知らない労働の ルール 1 -立ち仕事とイス-スタッフ紹介

**...** P 4

#### 9月・10月の労務・税務

#### 9月10日

- ●源泉徴収額・住民税特別徴収 税額の納付
- ●雇用保険被保険者資格取得届 の提出

#### 9月30日

- ●社会保険料の納付
- ●外国人雇用状況の届出

#### 10月10日

- ●源泉徴収額・住民税特別徴 収税額の納付
- ●雇用保険被保険者資格取得 届の提出

#### 10月31日

- ●社会保険料の納付
- ●外国人雇用状況の届出
- ●労働者死傷病報告の提出 (7月~9月分)
- ●個人の都道府県税・市民税 の納付
- ●労働保険料の納付 (延納第2期)

#### サトー休業日のお知らせ

令和6年9月10日(火)は 全体研修により休業します

## 年収の壁・支援強化パッケージ

# 年収

#### 年収の壁・支援強化パッケージとは?

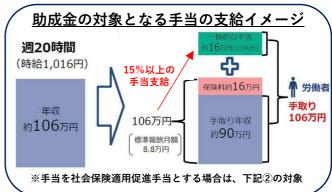
被扶養者が一定の収入を得ることで扶養から外れてしまうことになるため、労働時間等を制限して働かざる を得ない「年収の壁(106万円・130万円)」に対して、年収の壁を意識せず働くことができる環境づくりを支 援するための制度です。

年収の壁・ 支援強化パッケージ	(1)106万円の壁への対応	①キャリアアップ助成金	
		②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外	
	(2)130万円の壁への対応	③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化	
	(3) 配偶者手当への対応	④企業の配偶者手当の見直し促進 (今回は省略)	

#### ①キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)

短時間労働者が社会保険の適用拡大の対象となる際に、**労働者負担分の社会保険料相当額の「手当の支給」や「賃上げ」を行う**ことで、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースです。

)手当等支給メニュー		(2) 労働時間延	長メニュー	
要件	1人当たり 助成額	週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
①賃金の <u>15%以上</u> 追加支給 (社会保険適用 促進手当)	1年目 20万円	4時間以上	-	
②賃金の15%以上 追加支給(社会保険適用 2年目	2年目	3時間以上 4時間未満	5%以上	
促進手当) 3年目以降、 ③の取組を行う	20万円	2時間以上 3時間未満	10%以上	30万円
③賃金の <u>18%以上増額</u>	3年目 10万円	1 時間以上 2時間未満	15%以上	



### ②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

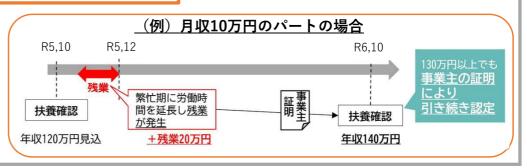
短時間労働者が社会保険の適用拡大の対象となる際に、社会保険料負担を軽減するために「社会保険適用促進手当」を支給した場合、保険料算定の基礎(標準報酬月額・標準賞与額)の算定の対象外とできます。

- ※同一事業所内で同じ条件で働く他の労働者にも 同水準の手当を特例的に支給する場合には、 社会保険適用促進手当に準じるものとして、 同様の取り扱いとする
- ※ 標準報酬月額が10.4万円以下まで
- ※ 最大2年間まで



## ③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により被扶養者の収入が130万円以上となった場合であっても、一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで被扶養者として認定されます。

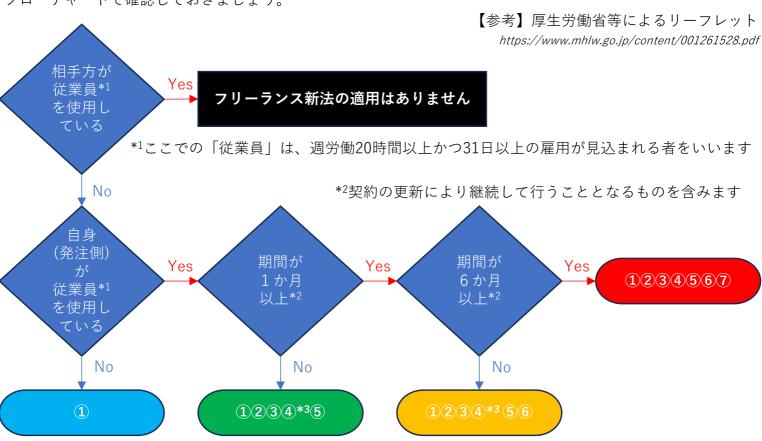


2

## 11月よりフリーランス新法が施行されます

#### 業務委託の相手方や業務委託期間などに注意

令和6年11月1日より、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(いわゆるフリーランス新法)が施行されます。業務委託の相手方や業務委託期間などによって、適用の有無や義務内容が異なるため、次のフローチャートで確認しておきましょう。



		1234*35
	発注側の義務	具 体 的 な 内 容
1	書面等による取引条 件の明示	業務委託をした場合、 <b>書面等により、直ちに、</b> 業務の内容・報酬の額・支払期日・発注した物品等を受け取る日及び場所などの <b>取引条件を明示</b>
2	報酬支払期日の設 定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて <b>60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日までに報酬支払</b>
3	募集情報の的確表示	広告などに相手方の募集に関する情報を掲載する際に、 <b>虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならず、内容を正確かつ最新のものに保つ</b>
4	育児介護等と業務の 両立に対する配慮	相手方が <b>育児や介護などと業務を両立できるよう、相手方の申出に応じて必要な配慮をしなければならない *3</b> 業務委託期間が6か月未満の場合は努力義務
<b>⑤</b>	ハラスメント対策に 係る体制整備	相手方からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じる。相手方が相談等をしたことを理由とした不利益取扱いの禁止。
<b>6</b>	禁止行為	受領拒否・報酬の減額・返品・買いたたき・購入(利用)強制・不当な経済上の利益の提供要請・不当な給付内容の変更や給付をやり直させることを禁止
7	中途解除等の事前予 告・理由開示	中途解除や不更新の場合は、原則30日前までの予告をし、予告日から解除日まで に相手方から請求があったときは理由の開示をすること

契約名称が「業務委託」であっても、**働き方の実態として相手方が労働者である場合は、**フリーランス新法ではなく、**労働基準法等の労働関係法令が適用される**ことにも注意が必要です。

## 意外と知らない労働のルール | -立ち仕事とイス-

## まとめ

- 持続的に立ち仕事をする労働者には、イスを用意しなければならない
- 違反すると雇用主に対し6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられる
- 注目を集めており、国も実態調査に乗り出している

※しばしばすわることのできる機会のあるとき

#### 立ち仕事にはルールがある

「事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばす わることのできる機会のあるときは、当該労働者が利用するこ とのできるいすを備えなければならない」(労働安全衛生規則 615条)

このような規則があることをご存知でしょうか?今、小売業 や警備業など、日常的・慣習的に立ち仕事が求められる業種を 中心に、イスを常備する動きが広がっています。

また、国も実態調査に乗り出す姿勢を見せています。



慣習的に立ち仕事が求められている業種は多い

#### 🖊 "座って接客"の抵抗感を解消するイスも登場、従業員の疲労軽減・サービス向上にも

サービス業の中には「イスに座って仕事」をすることに抵抗感を持つ企業もあり、そ うしたニーズに応え、目立ちにくい腰掛け型のハイチェアも登場しており、サービス品 質の維持と従業員の疲労軽減を両立できるとして、注目を集めています。



出典:マイナビ「バイトチェア|

出典:オカムラ 「ピルエット」

#### NewFace スタッフ紹介



社労チーム

はやた かずまさ

血液型 B型 趣味 PCゲーム・ ドライブ・読書

## Message

今年4月より新卒として入社しました早田と申します。大学では法律 学を専攻し、法律学が大好きになり、大学院まで進学しました。そし て、大好きな法律学と関連する職に就きたいという思いのもと、入所 しました。新人として至らない点もあるかと思いますが、皆様のご指 導ご鞭撻のほど、よろしくお願いします。

Welcome on board!

#### 🛕 固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として 電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。 事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの 連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。

担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯 電話番号へ架電いただきますようご協力をお願い致します。

#### 🛕 当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

当事務所だよりの情報は、発行当時(令和6年8月31日)の情 報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務 士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成し ておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完 全性を保証するものではありません。また、管轄の労働基準監督 署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がござい ます。当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一 切の責任を負いません。



事務所だより その他各号は

サトー 事務所だより



Facebookも更新中です!

社会保険労務士法人サトー(採用)